ー都税についてのお知らせー

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）

６月にお送りした納付書により、９月３０日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

○ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆ 口座振替

◆ コンビニエンスストア

○納付書１枚あたりの合計金額が 30 万円までのものに限ります。

○一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

◆ 金融機関・郵便局のペイジー対応のＡＴＭ、インターネットバンキング、モバイルバンキング

○ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

○ （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。

○ 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

○ 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

○ システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（http://www.tax.metro.tokyo.jp/）「都税の納税等について」をご覧ください。

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の１０日までに、口座振替依頼書（ハガキ式のもの）に必要事項を記入の上、ポストに投函していただくか、預（貯）金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口へお願いいたします。

（平成２５年１１月１１日（月）までにお申込みいただくと、１２月の第３期分から口座振替をご利用いただけます。）

＜口座振替のお問い合わせ先＞

主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）